

入札監理小委員会 第 7 4 1 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 4 1 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 7 年 6 月 13 日（金） 15：38～16：33

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等業務（国土交通省）

3. 閉会

<出席者>

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、井熊専門委員
工藤専門委員

（国土交通省）

関東地方整備局 総務部 会計課 涌井予算調整官
栗原建設専門官
高橋システム係長

（事務局）

後藤事務局長、平井企画官、杉田企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第741回入札監理小委員会を開催します。

初めに建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等業務の実施要項（案）について、国土交通省関東地方整備局総務部会計課、涌井予算調整官から御説明をお願いしたいと思います。

○涌井予算調整官 国土交通省関東地方整備局予算調整官の涌井と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では、早速説明に入らせていただきます。本業務は、令和5年7月の閣議におきまして、1者応札と落札額の高止まりが継続し競争性に課題があるのではということで、市場化テストの対象事業に選定されたところでございます。今期が第1期になります。まず、システムの概要について説明させていただきます。

まず、資料A-2の58ページ別紙-1、CAMSⅡの概要になります。「2 システムの特徴」に概要が書かれているのですが、本システムは、国土交通省地方整備局の本局及び事務所における予算執行管理を行う基幹システムでございます。地方整備局では、全国的な道路ネットワークや主要な河川等の社会資本整備管理をしております、主な事例としましては、道路であれば首都圏環状道路、河川であれば利根川、荒川など、都道府県の枠を超えた広域的な整備管理を行っております。地方整備局が事業を行う際に、地方公共団体へ応分の負担を求めていることから、その事業の精算時におきましては、地方公共団体が負担額の算定内容を確認するため、地方公共団体より、負担額総額だけでなく事業箇所別の明細、都道府県別、路線別、河川別ほかの金額についても求められるというところでございます。さらに、事業箇所は広域にわたりまして、対象数も多くなるため、契約件数も膨大になるということで、予算執行の適正管理、会計事務の効率化を図る観点から、予算執行管理を支援するシステムとして導入されたところでございます。

本システムはCAMSⅡというのですが、CAMSⅡは各省共通システムとの機能の重複がないよう機能の見直しを行いまして、政府共有プラットフォームで稼働するウェブシステムに刷新され、平成29年度より運用開始したものでございます。その後、令和3年度より政府プラットフォームから民間のクラウドサービスへ移行し、現在、継続稼働しているところでございます。

このシステムによりまして、予算管理、支払い管理、契約管理を行っており、具体的には支出負担行為計画示達、支払計画示達、負担行為、支出、決算、その他の執行管理を行っているところでございます。

システムの概要については以上でございまして、このシステムの運用管理保守業務の内容については、A－3の業務概要書をご覧くださいませうでしょうか。

本件の運用管理保守等の内容につきましては、業務概要書にも書いてあるとおり、システムの安定的、効率的な運用を図るためCAMSⅡを利用する各地方整備局からの問合せや障害等に対する技術支援を行うほか、システムの監視業務、業務アプリケーションの故障対応、クラウド運用保守、クラウドソフトウェアの保守業務を行うものでございませう。主な項目としては①から⑦、監視業務、定常業務、あと飛んでヘルプデスク業務、保守業務、クラウドサービス提供業務等々を行うこととなつていませう。資料の下の方には業務内容のイメージとして、業務の範囲や、業務の流れを表示してございませう。

次に、競争参加資格については、実施要項14ページに記載してございませう。真ん中辺り(ケ)において、過去の実績に関する要件を定めており、平成27年度以降から本案件の公示までに完了した1件以上の実績を求めています。実績としては、情報システムにおける開発、改良、運用または保守の業務としており、内容的にはかなり広い範囲になるかと思ひませう。(コ)において、技術者資格に関する要件ということで、配置予定技術者に対して、以下の条件を満たす者であることという条件を定めています。Ⅰにおいて、技術士、プロジェクトマネージャー等、Ⅱにおいて、情報処理に関する実務経験を通算5年以上行っている方、こちらの両方の状況を満たす要件を定めています。これらは、主任技術者として最低限備えるべき資格として設定してございませう。

(サ)において、品質マネジメントに関する要件ということで、入札参加者に対して品質管理の条件を、ISO9001認証、そういうレベルのものを置くこととしてございませう。

(シ)において、情報セキュリティマネジメントに関する要件として、ISO/IEC27001、またはこれに類する情報セキュリティということを求めています。

(サ)の品質マネジメント、(シ)の情報セキュリティともに一般的な基準を満たしていることということで設定してございませう。

資格要件については、主な点というところで以上でございませう。

次に、評価方法なのですが、17ページをめくっていただきたいのですが、今回、総合評価の入札ということで実施させてもらひまして、この評価内容です。6(1)評価方法のとおり、価格点と技術点を1対1という配分で設定してございませう。総合評価点としませうは、価格点115点満点、技術点115点満点で配点してございませう。

技術点の内訳は、18ページに定めてございませう。応札者の開発・能力に関する項目とし

て、トータルで100点。その他の項目で、ワーク・ライフ・バランス等の推進、電子入札、賃上げの実績を合わせて15点としており、合計115点としています。この配点によって、今回、総合評価入札を実施しようと思っております。

戻りまして、16ページのスケジュールについては、8月に実施要項の意見招請をします。その後、入札公告、官報公示を11月中旬ぐらいに行いまして、競争参加資格確認の証明書、総合評価技術資料の提出期限は令和8年1月上旬に予定しています。入札書提出期限につきましては来年1月末を予定しており、開札及び落札予定者の決定を2月頃、契約締結を4月というスケジュールとしております。

今回の市場化テストに当たって取り組んだ内容になりますが、まず、従来は契約期間1年間としていたところ、3年間の複数年契約としております。引き続き16ページのスケジュールを御覧いただきたいのですが、まず、11月中旬に官報公示を行い技術資料の提出期限を1月とし、2か月間確保しております。前は41日間ということなので、この期間を延ばしています。

次に、業者が変わった場合の引継ぎ期間を確保しておりまして、今回、開札、落札予定者の決定は2月を予定してまして、1か月以上とっております。今までは14日間でしたので、そこを延長し、引継ぎ期間を確保しております。

次に、27ページ、情報開示になります。別紙1の「2従来の実施に要した人員」の通り情報開示の充実をしています。まず、過去3か年の契約において実際に要した人員を業務別に開示しています。監視・定常業務、利用者支援、ヘルプデスク等、それぞれの実績を記載し、かつ、この下の注意事項にもあるとおり、各業務の役割分担については、状況に応じて柔軟に対応し行うということも追記しております。その下に、過去3か年のヘルプデスクの問合せ、調査報告、障害発生ほかの実績件数を開示しています。

28ページ、ヘルプデスク等の件数の下のほうに、契約変更の実績について、件数及び内容についても開示をしまして、今後、契約変更の可能性もある旨も明記しています。

次に、157ページ、こちらは別添資料なのですが、別添2のクラウドサービス上のシステム構成、別添3のハードウェア／ソフトウェア一覧、さらに別添4の運用スケジュールを仕様書に添付して開示することとしています。

また戻りまして、実施要項の6ページ、仕様書の明確化ということで、6ページの上の図2の連絡体制図に、接続クライアントの数やヘルプデスクの利用者の人数を明確化しまして、全体規模を明確にするようにしました。

次に、12ページ、ヘルプデスク利用者アンケートということで、こちらは地方整備局運用担当職員に対してヘルプデスク満足度アンケートを実施することにしまして、回収率70%以上、基準スコア60点以上で実施をすることとしております。

今回の市場化テストによって改善した内容は以上でございます。

大変簡単ではございますが、以上、競争性を確保するため見直しました内容でございます。御審議のほどお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました実施要項案について、御質問、御意見ある委員はお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。いろいろと競争性の改善のために工夫をなさっていただいたようでございまして、ありがとうございます。

念のため少し気になっており、お伺いしたいのですが、資料のA-4の令和7年の列の一番下のほうを拝見すると、入札不参加に対するヒアリング状況及び結果の行がございまして、こちらに他者が開発したシステムの運用管理を行うのは困難のためということが書いてございます。私も、この資料を拝見してみたところ、第三者が見た場合に、他者がつくったものをどこまで運用管理するのかという部分、若干不安に思うのではないかと感じました。いろいろ競争性改善のために工夫をなさっていただいたようでございますけれども、最も第三者が心配するであろう、他者が開発したシステムの運用管理を行うのが心配というこの指摘に対して、現時点ではどのような対応策がとられたのでございましょうか。

○涌井予算調整官 最初に説明してなかったのですが、54ページの仕様書に、資料の閲覧について記載されているのですが、業務実施に当たって過去の同様の案件の成果品として、CAMSⅡシステムについての基本設計や詳細設計について、開示をするということにしています。また、ここに明記してないのですが、同様にシステムのソースコードが分かるデータについても併せて開示することとしておりますので、このような開示を行うことによって、他者においても実施可能であると考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。いろいろ御事情があるとは推測するところではございますけれども、ちなみに基本設計書、詳細設計書の分量といいますか、ざっくりで、ページ数でいうとどのくらいのページ数になるのでございましょうか。

○涌井予算調整官 相当膨大なのは間違いないのですが、今、手元にないもので、回答ができません。申し訳ございません。

○辻副主査 恐らく、私もかなり膨大な分量ではないのかと推測いたします。そうすると、他者が作ったシステムの運用管理を行うのは困難のためという非常に端的な御懸念に対して、閲覧という手段でこの懸念を解消するのは結構困難なのではないのかなと現時点では感じております。念のため、別のアプローチも少しお伺いしたいと思ったのですが、システムを組んだ人間しかできない仕事と、あと、全くの第三者ができる仕事を分離して発注するというのも、そういうアプローチもあるのではないのかと思ったのですが、この辺り、分離する可能性についてはどのようにお考えでございましょうか。

○涌井予算調整官 今の話は、今まで全く検討していないので、そもそも分離発注が可能かどうかというところから考えないといけないのですが、ただ、例えば実際の業務で支払いを行うに当たって、工事の支払いもそうですし、あと用地補償関係の支払いもそうなのですけど、相手もあるというところで、金額も相当大きいケースも多々ありまして、システムが長期に止まってしまうというのは、本当にまずいということ、加えて、年度決算においては、4月の末までに最後の年度の支払いをするという、期限が明確に決まっています、そこでもシステムに不具合が生じたときに、それは本当に困るということもあり、運用と保守については、きっちりと綿密に連携をしっかりともらい、システムを円滑に動かすということが必要というところで、このようにまとめた形で遂行しているということでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。おっしゃる意味もよく分かります。相手のあることで、かつ、お支払いが遅れてはならないという要請があることもよく分かるのですけれども、例えばですけれども、ヘルプデスク業務とそれ以外を分離した場合においても、そのような支払いが遅れてしまうとかということが懸念されてしまうものなのでしょうか。

○涌井予算調整官 支払いというより、先ほど最初に言ったとおり、その辺を考えてもみなかったというところもあって何とも言えないところがあるのですけど、確かに支払いが遅れるといった影響はないような気がしますけど、色々なシステム不具合による故障があり、ヘルプデスクにお願いしたところ、ヘルプデスクが別の業者の場合、円滑に保守業務と関係が構築できるものかなというところの懸念はやはりあります。今は、当たり前ですけど、同じ業者でやっておりますから、連携が悪くなるということはないですし、対応も速やかにできておりますので、そこが大丈夫かなというところは懸念材料かとは思っています。

○辻副主査 分かりました。恐らく私以外の委員の方々も、この辺りを御懸念かもしれま

せんので、一旦私からは以上で結構でございます。ありがとうございました。

○川澤主査 小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございました。辻委員から御質問があったのですが、私も、その点も含めて幾つか御質問をさせていただければと思います。

保守業務に関してどのような扱いにするかという部分と、もう一つ、今回の仕様のクラウドサービスの提供に関してどう考えるかという2点です。

1点目、保守業務に関してなのですが、過去の実績を見ると、大体1年当たり120人月の人がこれに従事しています。常駐かどうかは分かりませんが、大体10人ぐらいの人がこの業務に携わっているということになると思います。そういう面からみて、必ずしも難易度が低いものではないと認識できると思います。例えば、改修等またはデータベースの管理などですが、これらは、他者が手を挙げられるほど難易度の低い業務ではないと考えられると思います。このため、先ほど辻委員からもありましたが、この業務を分離する余地がそもそも本当になのかと。恐らく分離しないと、競争性は確保できないということが、今までのこの委員会で議論している中での経験からいうと、結論かなと思います。この分離は、本当にできないのですかというのが1点。

もう一つは、クラウドサービスの提供ですけれども、このクラウドサービスは、CAMS IIが動いているクラウドサービスを新たな事業者にも含めて求めているものということになるのですが、仕様書の中を見ると、クラウドサービスはOpenCanvasを使いなさいと書いてあって、これは、NTTデータの提供しているクラウドサービスになるわけです。現行、NTTデータがこのクラウドサービス上でCAMS IIを運用しているということになるわけですが、仕様書を見ると、クラウドサービスプロバイダーから、そのクラウドサービスを引き継ぐ手続を求めています。一般的にNTTデータが契約しているクラウドサービスがあって、それをそのまま新たに手を挙げたところが引継ぎなさいということについて、今回応札する事業者にもそれを自ら確認して問題がないように引き継ぎなさいというのは、非常に難しいことを求めているように思われます。もしこれを本当に求めるのであれば、国土交通省がきちんと仲介に立つ、国土交通省の責任でクラウドサービスを引き継ぐので応募してくださいというようにしないと、明らかに不利ですね。今NTTデータは自分たちのクラウドサービスを使っているわけですが、他者がNTTデータのクラウドサービスを引き継ぎなさいと言われたときに、そもそもNTTデータから引き継ぎませんと言われたら終わりということになるわけです。ですから、そういうことも含めて、仕様

書の記載がこれでは、N T Tデータ以外は安心して応札ができないのではないかと。この部分についてどうお考えかをお聞かせいただければと思います。

○涌井予算調整官 まず、保守と運用業務ということですよ。これは繰り返しになるのですが、そもそもそこを切り離すということを考えていなくて、切り離してできるかも含めて問題ないかというところは、少し確認なりをしないと何とも言えないというところでございます。

逆に、おっしゃるとおり、いろんなたくさんのシステムと連携をしているので、そんな簡単なシステムではないということなので、切離しについては、例えばやるとしても、ちゃんと切り離した場合はどういう形で業務を分担するとか、そこは、発注者の中で考えるだけじゃなくて、外注をして、切り離した場合はこういうやり方や問題点がありますよという、そういう整理業務を行う必要がある。切り離して、こういうやり方でこういう問題点がありますということ、それと、どの部分を切り離すのかというところは外注しないと、発注機関だけで検討するのは少し無理かと考えています。

また、クラウドサービスのところですが、確かにおっしゃるとおりでございまして、仕様書上に、引継ぎの際にどうするべきか、どういう形で引き継ぐのかというところは記載不足がありますので、これも併せて考えさせていただきその辺も少し確認しまして、仕様書に、前の引継ぎにおける必要な内容を記載していこうと思っています。

○小尾副主査 ありがとうございます。やはりソフトウェア保守に関しては、先ほど基本設計、詳細設計という話がありましたが、ソースをいじることになるので、ソースコードそのものを第三者である、今度新しく入ってくところが解析をして、さらに、他システムとの連携があるとなると、さらに難易度が高くなる話になってしまいます。やはり、現状、お聞きしている範囲だと、N T Tデータ以外はなかなか対応できないのではないかと考えますので、その点について検討していただければと思います。

あと、クラウドサービスに関しては、引継ぎに関して今回手を挙げる側がと書いてあるのですが、システムの引継ぎとかに関しては、例えば現行事業者が現行事業者の責任で次の業者に引き継ぐ、お金も含めてですけど、その部分は持つようにしなさいと現行の契約の仕様書上書いてあれば、N T Tデータに係る費用等の部分に関しては、N T Tデータが責任持って次の事業者に引き継ぐということになると思います。それが書かれていないのだとすると、やはり国土交通省の責任で対応すべきだというように思いますので、その部分はきちんと対応いただいたほうがいいと思います。

また、このシステムの次の調達で、もしクラウドサービスをまた他者が引き継ぐという話をするのであれば、その記述も書いておかないといけない。今度新しい事業者が変わったとすると、新しい事業者から次の事業者が変わるとき、新しい事業者が、移行に伴って自分たちにかかる費用については、きちんと持ちなさいということを仕様書上明記しておかないと、また同じことを繰り返してしまうので、そこも含めて検討いただければと思います。

○涌井予算調整官 分かりました。検討し、確認させていただきます。

○川澤主査 近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 総合評価方式の技術点のところの配点なのですが、一番上に書いてある業務理解度というところで、最重要４０点というところがありますけれども、この１、２、３、４、４０点、２０点、２０点、２０点ありますが、既存の事業者がかなり有利な状況なのではないかというような技術点の評価の仕方と思うのです。ここら辺を少し他者が入ってきたときに、ここでそれ程差がつかないようにしないと、少しゆがんだ評価点になっているのではないかという気がするのですが、そこら辺はいかがなのでしょう。

○涌井予算調整官 関東地方整備局内で、当然こういったシステムの運用保守の場合の標準について、毎年方針を決めておりまして、それにのっとっているということではあるのですが、やはりここに書かれているプロジェクトの理解度ですとか、作業内容のヘルプデスク、保守業務、障害対応、その辺、ここをしっかりと理解していただいていないと、発注者としても、この業務を円滑に問題なくできるかというところが不安でありますので、プロジェクト管理や業務内容について配点を大きくしているというところではございます。

○近藤副主査 その御説明はよく分かるのですが、やはり既存の事業者に有利にあまりになり過ぎると、他者が入りづらくなりますので、ここら辺、そこまで既存の事業者が有利にならないような技術点というようなものを考えていただかないと、競争性という意味では難しいのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○涌井予算調整官 分かりました。これはあくまでも、先ほど言ったとおり、関東地方整備局の配点の方針の標準例ということなので、おっしゃるように、既存業者に有利にならないよう、考えさせていただきたいと思います。

○近藤副主査 よろしくお願いいたします。

○川澤主査 井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。私も、先ほど小尾委員がいろいろ御指摘いただいたのですが、実際の実施に要した人員で、保守業務、故障対応とパッチで10人貼り付きで3年間ずっと運用しているということ。これを見ると、しかも第三者がつくったシステムという、やはり怖くて出ていけないと思うのです。そういう保守というのが、実態は何でこんなに人がかかっているのかとか、先ほど、これを分離するとか、あるいは国土交通省がきちんと責任を持つとかといういろんな御指摘ありましたが、この部分に関して、応札者が安心できるような状況をつくってあげないとなかなか出にくいのではないかと思います。そういうところを、色々な方法で検討いただければと思います。

○涌井予算調整官 分かりました。ご説明を最初にしなかったのですが、実施要項の58ページ「CAMSⅡの概要」の5番から60ページの9番まで記載のとおりかなり多くのシステムと連携しております。しかも、連携の対象が、5番であれば、官庁会計システム、ADAMSⅡというのですが、国のほとんどの府省庁が使っている大規模な会計システムで、これと連携しております。また、大規模なシステムですと、59ページの6番の、会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システムについては、支払いの決裁と証拠書類を会計検査院に提出する一連の流れについて、全部こちらのシステムで行えるというシステムです。このように多くのシステムと連携しているという状況がございますし、実際に例えば問合せする対象の人数も1万超えるのです。実際に1万ぐらい超える人数の問合せをすることができる職員がいるということもあって、それだけの人数ということでございまして、人数を置いていると、それだけ人が、業者のほうで必要ということでございます。

○井熊専門委員 もし、そういう定常的な業務で人を張らなくちゃいけないということであれば、そう書けばよろしいのではないかと思います。この保守業務というのは、故障対応やパッチと書いてあるので、そうすると、そういうことに対応しなくてはならない人を張りつけなくてはいけないのかというふうに見えてしまうように思います。もしそういう定常的な業務であれば、そういうふうにきちんと説明したほうがいいのかなどというように思います。

○涌井予算調整官 そうですね。もちろん業務の内容次第で張りつける、たくさんの人を張りつけるというのはおっしゃるとおりだと思います。

○川澤主査 ほかの委員の皆さま方、いかがでしょうか。

すみません、私から何点か。実施要項の、まず、前提なのですが、先ほどの既存の

事業者が古くからというお話がありましたけれども、再委託というのは実際されているのでしょうか。再委託は、N T Tデータからどこかの事業者に行われているのでしょうか。

○涌井予算調整官 はい、再委託は実施しております。

○川澤主査 再委託を実施している場合は、そういった再委託ごとの分離ですとか、先ほど事業分離というお話ありましたけれども、再委託ごとに事業を分離するとか、そういったことも考えられるのではないかという趣旨で今お話ししています。

○涌井予算調整官 再委託については、システム運用に係る支援作業について実施しております。再委託としてはそこだけです。（※）

ただ、おっしゃる、再委託部分が分離できるのではないかというところにつきましては、何度も繰り返して恐縮なのですが、分離して契約するということを、全く検討していなかったというところがございますので、そこは宿題とさせていただきます。

※補足 システム運用に係る支援作業について再委託を実施していたのは令和4年度までであり、現行事業においては再委託を実施していない。

○川澤主査 分かりました。御検討いただく際の1つの観点として、再委託ということも含めていただければというように思いました。

これは14ページの（キ）で事業協同組合を認めているのですが、共同提案は認めていないという理解でよろしいですか。

○涌井予算調整官 これも繰り返しになりますが、今回の業務は、全体が切り離せるものではないと、緊急な対応が多々あるというところで、この業務の1つを切り離してやるものではないと考えております。これについては、そのように対応させてもらっています。

○川澤主査 分かりました。そこは、先ほどの分離のところと併せて御検討いただければと思います。最後ですけれども、18ページの評価基準なのですが、AからDまで評価基準が分かれていて、評価基準ごとの配点というのは決まっているのでしょうか。段階は書いてあるのですが、基準ごとに何点かということはどこかに書いていますでしょうか。

○涌井予算調整官 配点ごとの評価基準は一番右側に記載がありまして、例えば一番上のプロジェクト管理については、一番右の評価基準でA評価からD評価まで書かれていて、上から40点、20点、4点、0点と定めています。項番2、3、4については、20点、10点、2点、0点という点数になっています。

○川澤主査 分かりました。恐らく基準ごとの配点を書いたほうがよいと思いますので、

それがどのような刻みにあるかということが分からないと思いますので、A評価が何点であるかというところを記載したほうがいいのではないかと思います。

○涌井予算調整官 はい、分かりました。

○川澤主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明ありがとうございます。

事業の分離等を御検討いただくというのは私も同意見で、一度御検討いただいたらどうかと思うところです。

その上で、私は非常に細かいことで申し訳ないのですが、資料A-2の45/170ページにおきまして、動作保証対象のOSにWindows 10を動作保証の対象として載せてあるのですけれども、これは来年度からのシステム運用管理になりますので、今年の秋にサポート終了しているWindows 10はもう動作の保証対象から外してもいいのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○涌井予算調整官 分かりました。こちらの恐らくミスかと思うので、そこはおっしゃるとおりということで、確認の上、外させていただきます。

○浅羽専門委員 よろしくをお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、事務局から何か確認したいことがあればお願いいたします。

○事務局 大きなところで、事業の分離、保守の分離ができるかというところなのですが、けれども、関東地方整備局では検討いただけるということだったので、今回の事業でできるかどうかというところも含めて、もし次の期でやるのであれば、どのようにしていくのかというところの計画も含めて、御検討と御回答いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○涌井予算調整官 おっしゃるとおりで、このシステムは、システムの故障あまり大きな故障は困るということと、かなり複雑なシステムということもありますので、保守と運用を切り離すといっても、システム会社に外注して何の業務を切り離して問題ないかというところも含めて、問題点は何が残るか、この辺も、全て外注を恐らくする必要はあると思います。外注する場合、発注までも当然時間がかかるので、今回の発注に当たっては、もしかしたら難しいのかなと考えております。切り離すのであれば、次の第2期であれば実行可能性が高いのかとは思っておりますが、これから、さらの状況で検討するというふうに考えているので、そのように認識していただければと思います。

○事務局 では、次期の事業では、どのように発注に当たって、外注するなら外注するで、どういう方向性でやっていけるのかというところは検討していただいて、回答いただくことはできますでしょうか。

○涌井予算調整官 繰り返しになりますがこれから検討するということなので、どういった回答ができるか分かりません。保守と運用を切り離すというところについては、何度も言うようですが、外注して整理しなければいけないということで、発注についても相当時間かかる可能性があると考えておりますので、当然その整理のための業務期間も結構かかるというところがございます。そのため今回は難しいと考えています。次回の市場化テストにおいては、できるかも含めて、当然回答はさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、クラウドサービスの引継ぎ方法についてなのですが、誰が責任を持ってどのように実施するのかというところの詳細を追記していただきたい、追記を検討いただきたいというところなのですが、これも記載を検討いただくということでよろしいでしょうか。

○涌井予算調整官 今後確認が必要になりますが、追記をすることを考えています。

○事務局 あと、引継ぎ方法で、次の期に新しい業者が変わった場合の引継ぎ方法についても併せて追記の御検討をお願いします。

○涌井予算調整官 そこは記載不足だと思います。そこも検討して追記の方向で考えております。

○事務局 次に、総合評価の配点なのですが、業務理解が40点とあり、かなり大きく占めているところで、現状、現事業者によりなっておりますので、ここの配点の割合をもう一度見直していただきたいというところがありましたので、こちらも御検討をお願いいたします。

○涌井予算調整官 分かりました。関東地方整備局の方針のあくまで標準例なので、検討、変更することは可能かと考えていますので、そこは検討させていただきます。

○事務局 次に川澤委員のほうからありました、事業組合は認めているが、共同提案は認めていないのかというところなのですが、こちらも御検討いただけるということでよろしいでしょうか。今回は難しいでしょうか。

○涌井予算調整官 そこは確認させてもらいたいと思います。

○事務局 あと、評価基準のAからDの基準ごとの配点についても記載をお願いします。

○涌井予算調整官 分かりました。

○事務局 次に、Windows 10は動作対象から外すということで、削除をお願いいたします。

○涌井予算調整官 はい。そこは削除します。

○事務局 修正が必要な御意見は以上かと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項につきましては、国土交通省におかれましては、引き続き御検討いただきまして、本日の審議を踏まえ、先ほど事務局で整理していただいた論点や実施要項案についての必要な修正を行い、事務局を通して確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○涌井予算調整官 どうもありがとうございました。

(国土交通省 退室)

— 了 —